

申告はお早めに

町・県民税の申告時期が近づきました

申告受付期間 **2月16日(木) ~ 3月15日(水)**

町・県民税、所得税の申告の時期になりました。町・県民税の申告を町内各地（左記日程のとおり）で行いますので、なるべく指定された日に申告していただくをお願いします。また、指定された日に都合がつかない方も、できるだけ申告受付期間内（土・日曜は除く）にお早めに申告をしてください。

町・県民税の申告は...

税務課町民税係

☎721-2111 ⑨2152

所得税の申告は...

上尾税務署 個人課税第一部門(申告案内窓口)

☎770-1804

町・県民税の申告

申告が必要な方

平成18年1月1日現在、町内に住んでいて(住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方)、平成17年中に所得がある方で次のいずれかに該当する方
給与所得(パート、アルバイトの賃金を含む)で次に該当する場合
(ア)勤務先から役場に給与と支払報告書の提出がない方
(イ)給与所得以外に家賃、配当、原稿料、年金等の所得があった方
(ウ)2か所以上から給与を受けていた方
(エ)医療費、雑損、寄付金などの控除を受けようとする方
(オ)平成17年中に会社を退職した方
公的年金等の所得があった方(公的年金等は雑所得として申告の対象になります)
収入(所得)がなかった方や療養中であつた方でも、税法上の扶養になつていない方は申告してください。

申告に必要なもの

申告書(送付されたもの)
印鑑

給与所得者は源泉徴収票、または給与支払明細書

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、平成17年中に支払った社会保険料(国民健康保険など)の領収書または証明書、生命保険料や損害保険料などの支払額の証明書
医療費控除を受ける方は医療費の領収書など
障害者控除を受ける方は障害者手帳など

その他申告に必要な関係書類

申告する必要のない方

税務署へ確定申告書を提出する方
給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
申告書が届いていない方も受付会場に用意してありますので、該当する方は必ず申告してください。町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

青色申告書納税相談

日程	3月9日(木)・3月10日(金)
受付時間	9時30分~12時 13時30分~15時30分
場所	商工会館
内容	納税相談(申告書受理)
園	伊奈町商工会 ☎722-3751

償却資産の申告は

お済みですか？

法人、個人事業主のみですが、事業のために使用している機械・器具・備品等の償却資産は、申告が必要です。

今年の申告期限は1月31日までとなっておりますが、お済みですか。

まだ申告をしていない方は、至急申告してください。

また、申告書の記入方法がわからない方や、申告用紙が届いていない方は、**税務課固定資産税係 ⑨2154**にご連絡ください。

あなたは必要？町・県民税の申告 ←...はい...いいえ

スタート

平成17年1月1日から12月31日までに収入がありますか？

会社からもらう給与のほかに株式の配当、不動産所得、原稿料報酬、年金などを受け取っていますか？

サラリーマンの方は勤務先から伊奈町に給与支払報告書が提出されますか？サラリーマン以外の方はいいえに進んでください。

会社で年末調整を行い、扶養家族の申告をしているか、もしくは確定申告において扶養家族の申告をする予定がありますか？

給与以外の所得が20万円を超えますか？

税務署に確定申告をしますか？

税務署
確定申告する必要があります

町・県民税の申告の必要はありません。

町役場
あなたは伊奈町に町・県民税の申告をする必要があります。申告受付期間内に申告を済ませましょう。申告書が送付されていない方は税務課に用意してあります。

郵送
送付された申告書に印を押し、住所・氏名および裏面に内容を詳しく書いて、町役場に提出してください。申告書が送付されていない方は税務課へご連絡ください。

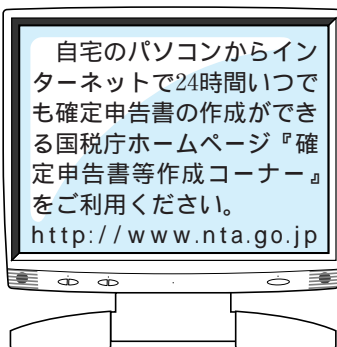
平成18年1月1日現在伊奈町以外に住んでいた方は、その住んでいた市町村に住民税の申告をしてください。

所得税の確定申告は、2月16日(木)から3月15日(水)まで上尾税務署で受け付けします。なお2月19日(日)および26日(日)は、申告書用紙の配布、申告相談および申告書の收受等の受付を実施いたしません。(現金納付の窓口業務は行いません)

確定申告はお早めに

申告納税制度の趣旨から確定申告等の書類は、ご自分で作成し郵送等で提出していただく「自書申告」を推進していますので、ご理解ご協力をお願いします。白色申告者で事業所得、不動産所得、山林所得のある人は、必ず収支内訳書を添付してください。土地、建物等を買った場合の譲渡所得、贈与税および消費税等については、直接上尾税務署で申告してください。

所得税の申告等問合せ・申告書郵送先
【上尾税務署】〒362-8504 上尾市大字西門前577
個人課税第一部門(申告案内窓口) ☎770-1804



町・県民税の申告受付日程

受付時間 9時～15時30分

日程	場所	対象地区
2/16(木)	光ヶ丘公民館	羽貫全地区、小針内宿全地区、寿2・3丁目
2/17(金)	小針新宿集会所	小針新宿全地区、寿1丁目
2/20(月)	ゆめくる2階会議室	小室1～4000番地
2/21(火)	総合センター2階多目的ホール	小室4001～6000番地
2/22(水)	総合センター2階多目的ホール	小室6001～9000番地
2/23(木)	総合センター2階多目的ホール	小室9001～
2/24(金)	総合センター2階多目的ホール	大針全地区
2/27(月)	ゆめくる2階会議室	栄全地区
2/28(火)	役場3階第3会議室	本町1・2丁目
3/1(水)	役場3階第3会議室	寿4・5丁目、本町3丁目
3/2(木)	役場3階第3会議室	全地区
3/15(水)		

お願い 駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車の利用はなるべくご遠慮ください。